

南海トラフ地震に備えよう!

必ず来るといわれている南海トラフ地震からご自身やご家族の命を守るために、次の補助金等の活用をご検討ください。

※いずれの事業も予算に達し次第締め切ります。

家具転倒防止金具の購入・取付補助

地震発生時の家具の転倒等による被害を軽減するため、転倒防止金具等の購入費および取付に対する支援を行います。

- ◆対象世帯 市内に住所を有する世帯
- ◆支援内容① 購入費金額補助：上限15,000円
- ◆支援内容② 取付支援：作業員を無償で派遣
- ◆募集戸数 購入費補助：15戸／取付支援：8戸
- ◆申込期限 令和8年1月30日(金)

災害用トイレ等の購入費補助

被災後に使用する、災害用トイレ等（持ち運びが可能な簡易トイレおよび汚物処理に必要な資材）の購入費に対する支援を行います。

- ◆対象世帯 市内に住所を有する世帯
- ◆支援内容 購入費金額補助：上限15,000円
- ◆募集戸数 15戸程度
- ◆申込期限 令和8年3月27日(金)

ブロック塀の撤去・改修補助

避難路に面したブロック塀などで、地震等により倒壊するおそれのある塀の撤去、または安全なフェンス等への改修に対する支援を行います。

- ※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。
- ◆補助金額 上限407,000円
- ◆募集件数 20件程度
- ◆申込期限 令和8年1月30日(金)

簡易型感震ブレーカーを無償配付します！

地震による通電火災を防止するため、地震の揺れに反応して自動的にブレーカーを遮断する装置「感震ブレーカー」を配付します。

- ◆受付期間 令和7年5月7日(水)～令和8年1月30日(金)
- ◆対象者 市内に住所を有する希望者

※配付は1世帯につき1回限り。分電盤1基に対し1個。
※県や市の事業で過去に配付を受けている方は対象外となります。
※数量に限りがあるため、在庫がなくなり次第受付を終了します。



※分電盤の形状や壁の材質により、設置ができない場合があります。

問い合わせ・申込先
防災対策課 ☎52-8008

各補助金等の詳細や申請様式などについては、ホームページをご覧ください。

住宅耐震診断・改修(設計・工事)補助

※令和7年度からは早期に耐震改修工事ができるよう、これまでの、耐震診断受診後に耐震改修設計を行う方法に加えて、耐震診断を実施せず耐震改修設計を行えるように制度を拡充しました。

【対象】昭和56年5月31日以前に建築された2階建て以下の住宅

- ◆耐震診断(71棟程度)
申請者 対象住宅の所有者
診断費用 木造住宅の場合は無料
申込期限 令和8年1月13日(火)

- ◆耐震改修設計費補助(80棟程度)
補助金額 上限 356,000円
申込期限 令和8年1月30日(金)

※耐震診断を実施せずに耐震改修設計を行う場合、①高知県税および香美市税を滞納していないことを証明する書類／②建築年次が分かる書類／③精密診断法による現状の耐震診断報告書／④耐震改修設計見積書(写し)／⑤位置図が必要となります。

- ◆耐震改修工事費補助(76棟程度)
補助金額 上限 1,650,000円
申込期限 令和8年1月30日(金)

老朽住宅の撤去費用補助

地震等により倒壊し、被害を及ぼすおそれのある、住宅密集地または避難路に面する老朽住宅の撤去に対する支援を行います。

※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。

- ◆補助金額 撤去費用の10分の8(上限1,645,000円)
- ◆募集件数 30件程度
- ◆申込期限 令和8年1月30日(金)

人権に関する相談は
人権擁護委員へ

6月1日は人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、差別待遇や暴行・虐待、いじめなど、家庭や近隣関係などの人権問題に関する相談を、無料・秘密厳守で受けています。相談日は、毎月の広報香美にある「市民カレンダー」をご覧ください。

協会けんぽに加入している被扶養者(40歳～74歳)の特定健診について、市が実施する集団健診での受診が可能です。受診できる人数には限りがありますので、必ず事前予約をお願いします。また予約の際は、協会けんぽから送付された健診書類をご確認のうえ、お申し込みください。

【受診時に必要なもの】
・協会けんぽが発行する受診券
・マイナ保険証等の保険資格が確認できるもの

【問い合わせ・申込先】
健康推進課健康づくり班
☎52・9282

住宅系地区計画を
策定しませんか？

市街化調整区域は、農林業の振興を目的とした自然環境の保全を図る区域と位置づけられていますが、人口減少や少子高齢化などが原因で、学校の生徒数減少や集落のコミュニティ維持が困難になるなど、地域ごとに課題が生じています。解決に向けた手法としては、土地所有者や開発事業者が、周辺住民等と合意形成を図り、市と協議しながら地区のあり方を定める住宅系地区計画の制度があります。

このたび香美市では、住宅系地区計画のモデルケースを作成しました。詳しくは、ホームページや建設課窓口をご覧ください。

【問い合わせ先】
建設課都市計画班
☎53・3119

奥物部ふるさと物産館
レストラン
モーニング営業の変更

先月の広報香美(4月号)5ページ「ようこそ香美市へ!」で、奥物部ふるさと物産館のリニューアルオープンについてお知らせしました。その中で、モーニング営業の再開についてお知らせしました。その中で、モーニング営業の再開についてお知らせしました。

【問い合わせ先】
建設課都市計画班
☎53・3119

香美市公式LINEアカウントをご利用ください!

- 市からのお知らせ
- ごみ出し通知機能
- AIチャットボット機能など

【ID検索】または上のQRから友だち追加

【問い合わせ先】
総務課 ☎53-3112 ID: @kami.city

みんなの人権110番

全国の法務局では、全国統一の電話番号により人権相談を受け付けています。

※相談無料／秘密厳守
※法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

【時間】
平日8時30分～17時15分

【取扱内容】差別待遇、暴行・虐待、ハラスメント、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等の人権問題に関するあらゆる相談

【問い合わせ先】
☎0570・003・110
※ナビダイヤル
※一部のIP電話からは利用できない場合があります。

【香美市の人権擁護委員】
◆土佐山田町担当 中山摩寿子・高橋明雄
◆香北町担当 村田珠美・中平麻衣・田島基宏
◆物部町担当 明石一郎・西美紀
◆山田俊明・公文薫

【問い合わせ先】
高知地方法務局人権擁護課
☎088・822・3503

高知県運営適正化委員会

各種社会福祉施設(老人ホームや就労継続支援事業所、保育所等)やホームヘルプサービスなどの福祉サービス利用での疑問やお悩み等の困りごとについては、その事業者との話し合いでの解決が望まれます。しかし、話し合いだけでは解決しなかったり、直接話すことに少し抵抗を感じる場合もあると思います。

そのような時には、高知県運営適正化委員会にご相談ください。相談無料、秘密厳守で対応いたします。

【受付時間】
年末年始を除く平日9時～16時

【場所・問い合わせ先】
高知県立ふくし交流プラザ(高知市朝倉戊375-1)
高知県運営適正化委員会
☎088・802・2611

置づけられていますが、人口減少や少子高齢化などが原因で、学校の生徒数減少や集落のコミュニティ維持が困難になるなど、地域ごとに課題が生じています。解決に向けた手法としては、土地所有者や開発事業者が、周辺住民等と合意形成を図り、市と協議しながら地区のあり方を定める住宅系地区計画の制度があります。

このたび香美市では、住宅系地区計画のモデルケースを作成しました。詳しくは、ホームページや建設課窓口をご覧ください。

【問い合わせ先】
建設課都市計画班
☎53・3119

奥物部ふるさと物産館

【問い合わせ先】
建設課都市計画班
☎53・3119

プンについてののお知らせを掲載しましたが、その中のレストラン「アンソレイユ」のモーニング営業については、5月10日(土)からの営業開始に変更させていただきます。(モーニングの営業時間は8時～10時30分) 皆さまにはご迷惑をおかけしますが、お詫びして訂正いたします。

※その他のレストラン営業は、4月16日より開始しています。※今後、営業内容が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】
奥物部ふるさと物産館
☎090・9204・8038